

令和6年度 体操競技細則

1 大会参加について

- (1) 令和5年度から団体・個人ともに参加を認める。ただし、団体での参加の場合は団体選手の全員が「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」又は同一学校に在籍していることを条件とする。
- (2) 予選大会への参加は、地域クラブ活動の兵庫県中体連へ申請した住所、および兵庫県体操協会加盟住所からの参加を認める。
- (3) 競技部がある地区（神戸、阪神、中播、西播）は地区予選会を開催し、兵庫県大会の予選とする。男女それぞれ団体2団体、個人6名の出場枠を有することとする。
- (4) ブロック大会、全国大会への団体出場枠について、大会の趣旨を考慮し以下の制限を設ける。
 - ①兵庫県はブロック大会団体出場枠が2枠与えられているので、少なくとも1枠は学校からの出場団体とする。学校からの出場団体がいない場合には地域クラブ活動から出場した団体から補充する。
 - ②近畿ブロックは全国大会団体出場枠が2枠与えられているので、少なくとも1枠は学校からの出場団体とする。学校からの出場団体がいない場合には地域クラブ活動から出場した団体から補充する。
- (5) 地域クラブ活動が団体として大会参加をする場合、地域クラブに所属していない同一校の他の生徒が学校団体として団体を組み大会に参加することはできる。ただし、同一校生徒により構成された2つの団体のうち上位団体のみがブロック大会に進むことができる。

2 兵庫県中体連申請について

- (1) 兵庫県体操協会に加盟していることを条件とし、兵庫県中体連へ申請を行う。申請については兵庫県中体連の申請要項に従う。
- (2) 申請は、地域クラブ活動の所在地で行う。加盟する体操協会と同一都道府県とする。

3 その他

- (1) 生徒の心身の健康を最優先に考慮し、中体連大会とジュニアクラブ大会が過密になる場合には出場する大会を丁寧に選び、生徒の負担が過剰にならないようにする。
- (2) 都道府県の予選会となる全ての大会において、大会準備・大会運営・審判業務に役員として協力しなければならない。要請がある場合は会議等にも参加する。また、中体連体操専門部に準じる役職に就くこともあり得る。兵庫県中体連体操競技部内規によって定められた各地区に割り振られた人数の審判員を派遣することとする。
- (3) 地域クラブ活動の指導者が他の学校の外部指導者を兼ねることは可とする。
- (4) 全ての大会において中体連体操専門部の規則、運営方針を尊重し、指示に従うこと。
- (5) 予選大会を含む全ての大会において、参加条件・申請内容に虚偽が判明した場合には参加を認めない。
- (6) 兵庫県中体連申請以降に転校や地域クラブ活動を移籍する場合、予選大会で上位大会への参加権を獲得していない生徒は、転校先や移籍先からの大会参加は認めない。また、権利を得ている生徒については個人としての参加を認める。ただし、当該生徒の予選大会での得点が個人での予選通過得点を下回る場合には、参加は認められない。
- (7) 転校や地域クラブ活動移籍後の大会参加について、全国大会終了後に関しては兵庫県中体連体操専門部の判断に委ねる。大会参加申請時の居住区または地域クラブ活動の申請地区によって参加を認めていく。
- (8) 一緒に活動する団体を複数の地域クラブ活動として兵庫県中体連に申請することはできない。（例えば、あるクラブがA地区で申請した場合、たとえ選手の居住区がB地区であっても、その選手はA地区からの出場選手として認識され、A地区から大会に参加する。）
- (9) 複数の地域クラブ活動が一つの団体として兵庫県中体連に申請することはできない。
- (10) 地域クラブ活動として中体連主催の大会に参加する場合には、当該生徒の所属校長に各スポーツ団体から大会参加の報告をすること。
- (11) 体操競技部細則については、必要に応じて見直しを行っていくこととする。